

令和 7 年高取町議会第 2 回定例会会議録

招集年月日	令和 7 年 6 月 2 日（月曜日）
招集の場所	高取町議会議場
開閉会日時及び宣言	
開会	令和 7 年 6 月 2 日 午前 1 0 時 0 0 分
閉会	令和 7 年 6 月 6 日 午前 1 0 時 1 7 分

出席議員（7 名）

1	番	森 川 彰 久	君
3	番	谷 本 吉 巳	君
4	番	松 本 圭 司	君
5	番	野 口 勝 也	君
6	番	新 澤 良 文	君
7	番	森 下 明	君
8	番	新 澤 明 美	君

欠席議員（0 名）

会議録署名議員

1	番	森 川 彰 久	君
3	番	谷 本 吉 巳	君
8	番	新 澤 明 美	君

職務のため出席した者

議 会 事 務 局	前 田 広 子
書 記	辻 真 佑

説明のため出席した者の職・氏名

町		長	中	川	裕	介	君
副	町	長	芦	高	龍	也	君
教	育	長	關	口	純	司	君
総	括	参	中	野	奉	則	君
総	務	課	新	田	靖	幸	君
総	合	政	前	田		繁	君
税	務	課	森	山	昌	則	君
住	民	課	榊	井	貞	男	君
福	祉	課	植	山	み	か子	君
ま	ち	づ	岸	本	資	之	君
事	業	課	森	本		修	君
会	計	管	福	若	佐	智	君
教	育	次	石	尾	宗	将	君

議事日程

令和 7 年 6 月 2 日 午前 10 時 00 分 開議

- 1 会期の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 町長招集挨拶
- 4 同第 1 号 高取町教育委員会委員の任命について
- 5 報第 1 号 専決処分の報告について（令和 7 年 3 月 26 日専決）
（令和 6 年度高取町一般会計補正予算（第 9 号））
- 6 報第 2 号 専決処分の報告について（令和 7 年 3 月 31 日専決）
（高取町税条例の一部改正について）
- 7 報第 3 号 専決処分の報告について（令和 7 年 3 月 31 日専決）
（高取町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 8 報第 4 号 令和 6 年度高取町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 9 報第 5 号 令和 6 年度高取町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 10 報第 6 号 高取町土地開発公社の経営状況について
- 11 議第 1 号 令和 7 年度高取町一般会計補正予算（第 1 号）
- 12 議第 2 号 令和 7 年度高取町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 13 議第 3 号 高取町公営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 14 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 10 時 00 分 開会

○議長（新澤良文君） 皆さんおはようございます。ただ今から令和 7 年高取町議会第 2 回定例会を開会いたします。議員各位におかれましては、議会運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会議に上程となります案件といたしまして、同意案件 1 件、報告案件 6 件、議決案件 3 件、並びに一般質問をお受けいたしますので、慎重なるご審議をお願いし、議員各位、並びに理事者、管理職の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は、議員定数 8 名中 7 名でございますので、本会議は成立いたします。

○議長（新澤良文君） 日程第 1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、去る 5 月 13 日の議会運営委員会におきまして、本日 6 月 2 日から 6 日までの 5 日間と決定いたしておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本会期は本日から 6 月 6 日までの 5 日間と決定いたしました。

○議長（新澤良文君） 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定により、8 番 新澤議員、1 番 森川議員、3 番 谷本議員の 3 名を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長（新澤良文君） それでは、日程第 3 議会招集のご挨拶を中川町長よりお受けいたします。中川町長。ご登壇願います。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） 改めましておはようございます。令和 7 年度第 2 回定例会開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は第 2 回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃から議員活動を通じて、町の発展、町民の暮らしの向上に多大なるご尽力をいただいておりますこと、敬意と感謝を申し上げます。

さて、本定例会でご審議いただく案件は、教育委員会委員の任命の同意案件 1 件、令和 6 年度一般会計補正予算の専決処分などの報告が 6 件、令和 7 年度一般会計補正予算など議決案件が 3 件で、全部で 10 件でございます。何卒、慎重にご審議の上、ご議決、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、第 2 回定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたしまして、全員協議会を開催いたしたいと思います。議員各位におかれましては、2 階集会室へお集まりくださいますようお願いいたします。暫時休憩。

午前 10 時 03 分 休憩

午前 10 時 20 分 再開

○議長（新澤良文君） 再開いたします。

それでは、日程第 4 同第 1 号 高取町教育委員会委員の任命についてから、日程第 13 議第 3 号 高取町公営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでを一括上程とし、これより提案理由説明を求めます。

まず、日程第 4 同第 1 号 高取町教育委員会委員の任命についての提案理由説明をお受けいたします。中川町長。ご登壇願います。中川町長。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） 高取町教育委員会委員の任命について、同意を求めることにつきまして、ご説明をさせていただきます。今回の提案は、令和 7 年 4 月 30 日付けで間裕子氏が退任をされました。その後任として、生田周二氏を任命させていただきたくと考えており、議会の同意を求めるものでございます。

生田氏の略歴についてご説明をさせていただきます。生田氏は昭和 54 年 3 月に大学卒業後大学院に進まれ、その後、教育学の研究者として永く大学の教員を務めておられました。また、その間、大学の付属小学校の校長も務められ、小学校教育や、また、学校運営にも携わられました。このように、教育への見識も深く、教育の現状にも理解があり、本町の愛着と誇りをもって地域への貢献について考えておられる方でございます。豊かな経験の中で培われた知見や、今後、本町の教育推進だけでなく、地域文化やスポーツ振興にも活かしていただけるものと考えております。

以上のことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づきまして、生田氏を高取教育委員会委員に任命することについて、ご同意をいただきたい次第でございます。慎重にご審議いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（新澤良文君）　ありがとうございました。

次に、日程第5　報第1号　専決処分の報告について（令和7年3月26日専決）（令和6年度高取町一般会計補正予算（第9号））から、日程第13　議第3号　高取町公営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの提案理由説明をお受けいたします。芦高副町長。

〔副町長　芦高龍也君　登壇〕

○副町長（芦高龍也君）　失礼いたします。本定例会に上程いたします議案の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案は、報告案件が6件、議決案件が3件の合計9件でございます。なお、別途配付いたしております第2回定例会提案理由説明資料に各議案の概要をまとめておりますのでご覧ください。また、議案の詳細につきましては、後日、各委員会において、担当課長からご説明をいたします。

最初に、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものです。

専決案件は6件でございます。

まず、日程第5　報第1号　専決処分の報告について（令和6年度高取町一般会計補正予算（第9号））でございます。緊急に補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第9号）により、令和7年3月26日付で歳入歳出予算の補正を行ったものです。まず、補正予算額として、4,506万5,000円を増額補正したものです。歳入の補正は、お手元資料に記載のとおりでございます。

次に、繰越明許費の補正について、お手元資料の記載事業のとおり、2,179万2,000円の繰越額の補正を行ったものです。繰越額の内訳については、お手元資料記載のとおりでございます。補正後の予算総額は、47億8,398万5,000円となります。

次に、日程第6　報第2号　専決処分の報告について（高取町税条例の一部改正について）です。令和7年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正等が、令和7

年４月１日に施行されたことに伴い、個人住民税の特定親族特別控除の創設、町たばこ税の加熱式たばこの課税標準等について、所要の整備を図る必要があるため、令和７年３月３１日付けで条例の一部改正を行ったものです。

次に、日程第７ 報第３号 専決処分の報告について（高取町国民健康保険税条例の一部改正について）です。令和７年度税制改正に伴う地方税法の一部改正が、令和７年４月１日に施行されたことに伴い、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行うため、令和６年３月３１日付けで条例の一部改正を行ったものです。

専決処分の報告については以上です。

次に、日程第８ 報第４号 令和６年度高取町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。繰越明許費に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、議会に報告するものです。

令和６年度高取町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、先ほど報第１号の令和６年度高取町一般会計補正予算（第９号）で説明をいたしました事業を加えまして、合計１２事業、繰越額は２億５，４４４万６，０００円です。繰越額の内訳につきましては、お手元資料の記載のとおりでございます。

次に、日程第９ 報第５号 令和６年度高取町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。繰越明許費に係る繰越計算書について、地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき、議会に報告をするものです。

令和６年度高取町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越額は５，２３０万円です。繰越額の内訳につきましては、お手元資料に記載のとおりでございます。

次に、日程第１０ 報第６号 高取町土地開発公社の経営状況についてです。高取町土地開発公社の経営状況について、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、令和６年度決算及び令和７年度予算に関する報告を行うものでございます。

報告案件につきましては以上でございます。

次に、日程第１１ 議第１号 令和７年度高取町一般会計補正予算（第１号）です。今般、補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第１号）により、歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。まず、補正予算額として、８，４１２万６，０００円を増額補正するものです。歳入の補正は、お手元資料の財源のとおりでございます。補正後の予算総額は、４５億１，４１２万６，

０００円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程第１２ 議第２号 令和７年度高取町介護保険特別会計補正予算（第１号）です。今般、補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第１号）により、歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。まず、保健事業勘定の補正予算額いたしましては、１１２万２，０００円を増額補正するものでございます。歳入の補正は、お手元資料の財源内訳のとおりでございます。補正後の予算総額は、９億８，６８１万６，０００円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

最後に、日程第１３ 議第３号 高取町公営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。公営住宅の設置について、耐用年限が経過していることから、丹生谷第４団地及び第５団地の用途廃止を行ったため、条例の一部を改正するものでございます。

以上が上程案件の概要、提案理由説明となります。何卒、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

次に、日程第４ 同第１号 高取町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。議案の朗読を求めます。新田総務課長。

○総務課長（新田靖幸君） 同第１号 高取町教育委員会委員の任命について。次の者を高取町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により議会の同意を求める。令和７年６月２日提出 高取町長 中川裕介。

記 生田周二 以上でございます。

○議長（新澤良文君） 本案は人事案件でございますので、質疑・討論は省略させていただきます。

それでは、上程となっております本案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） それでは、報第１号、報第４号、報第５号、議第１号及び議第２号の各議案については、予算委員会に。報第２号、報第３号、報第６号及び議第３号の各議案については、総務経済建設委員会に付託することにいたします。

各委員会及び明日以降の日程を局長より報告させます。前田局長。

○事務局長（前田広子君） 報告いたします。予算委員会は、６月４日、午前１０時から。総務経済建設委員会は、６月４日、予算委員会終了後から。教育厚生委員会は、６月５日、午前１０時から。本会議閉会は、６月６日、午前１０時からでございます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 以上のとおりでございます。各委員会におかれましては、慎重なるご審議をお願いいたします。なお、６月６日の本会議におきまして、各委員長報告をお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第１４ 一般質問となりますが、ここで休憩いたしまして、４０分より再開をいたします。休憩。

午前１０時３４分 休憩

午前１０時４０分 再開

○議長（新澤良文君） それでは、再開いたします。

日程第１４ 一般質問をお受けいたします。

一般質問は議会運営上の申し合わせにより進めますので、議員各位のご協力をお願いいたします。なお、最初の質問及び回答は壇上で行い、再質問は質問者席で、回答は初回以降も壇上をお願いいたします。また、質問者の持ち時間は３０分でございます。終了５分前になりましたら、合図をいたしますので、よろしくお願いいたします。なお、質問者の持ち時間である３０分が余った場合は、関連質問をお受けいたします。

それでは、通告書にございました、８番、新澤議員の発言を許します。８番、新澤議員。

〔８番 新澤明美君 登壇〕

○８番（新澤明美君） それでは、８番、新澤から３点について質問をさせていただきます。

まず、１つ目は高齢者の移動支援についてです。現在、タクシー券が大変有効に利用され、喜ばれています。それでも、病院に行くのに不便で費用がかかる。必要な時にタクシーの予約が取れない。また、町内タクシーがなかなか予約が取れ

なくて、遠くからタクシーを呼んで、町内へ移動はできないなどの声が聞こえます。最近、町内のタクシーが休業をし、タクシー券の利用に影響が出るのではないかと心配をしているところでもあります。その点を考慮した上でご回答をよろしくお願いいたします。

公用車の貸出事業について。現在、新しい事業が進められていますが、貸出しの先や回数など、実績を報告してください。ボランティアでは運転手を確保するのが難しいのではないかとという声を多く聞きます。有償の運転手を確保し、広く活用してもらうことも検討してはどうでしょうか。

イベントにおける公用車の利用について。現在、敬老会で送迎を実施していますが、集団検診や、その他のイベントでも送迎を検討してはどうでしょうか。

2つ目。安全な道路整備について。通学路について。通学路での事故が続いていますが、全国で。学童及び車、双方が常に注意するよう通学路に緑の線を引くところを検討をして、更に、増やすことが必要ではないでしょうか。現状と見通しについてお答えください。

土佐街道の道路整備について。石畳の補修について、現状をどう考え、どのような整備をしていくのか、見通しについてお答えください。

3つ目。小・中学校の保護者負担となる教育費について。入学時、必要な物とその経費は、どのくらいになっていますか。入学年度の年間の保護者負担は、どんなことに、どのくらい経費が必要となりますか。「教育は無償」という観点から現状を教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

以上の3点ご回答よろしくお願いいたします。

○議長（新澤良文君） それでは、ただ今の質問に対する回答をお受けいたします。
植山課長。

〔福祉課長 植山みか子君 登壇〕

○福祉課長（植山みか子君） 新澤議員の高齢者の移動支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の公用車の貸出し先及び回数ですが、これまで開催された教育厚生委員会においても報告させていただいておりますが、1自治会で月に5回程度となっております。

2つ目のご質問、公用車の貸出しの際、有償の運転手を確保することに関してですが、町としては、高齢者の移動手段として、令和2年度から高齢者外出支援タクシー利用助成事業を行っております。また、タクシー利用助成以外の移動手段

をとの要望があり、令和6年度から高齢者等の移動支援に係る公用車の貸出し事業を無償で行っており、現状、運転手を準備することが難しいことから考えておりません。

3つ目のご質問、イベントにおける公用車の利用ですが、高齢者イベントのメインとされる敬老会については、送迎を実施しており、また、親族の方等が送迎を行っていただけると思われる土日開催を考えております。福祉課としては、移動支援としてタクシーチケットをお渡ししていることから、ほかのイベントにおいて送迎を行うことは考えておりません。現在、タクシー会社1社臨時休業をされておりますが、高取町といたしまして、その業者を含めまして、21社契約しておりますので、ほかのタクシー会社の利用をお願いしたいところです。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 石尾教育次長。

〔教育次長 石尾宗将君 登壇〕

○教育次長（石尾宗将君） 失礼いたします。それでは、新澤議員のご質問に対しまして、教育委員会からは、安全な道路整備についての通学路について、お答えをさせていただきます。

教育委員会からは、本町の通学路の安全確保の取組について、お答えをさせていただきます。関係機関が連携して、通学路の安全確保の取組を進め、一元的に対策を実施するため、「高取町通学路安全推進会議」を設置しております。構成機関は、国土交通省奈良国道事務所、橿原警察署、中和土木事務所、高取町連合PTA、たかむち小学校、高取中学校、たかとり幼稚園、高取町事業課、総務課及び教育委員会で、事務局は教育委員会が担っております。まず、高取町連合PTAから毎年「通学路危険箇所点検結果」が提出されます。ここには、PTAが危険と判断した箇所、それぞれについての点検結果、改善案及び要望事項が記載されています。ちなみに、令和6年度は13か所の危険箇所要望がございました。これを受けまして、通学路安全対策会議の構成機関の職員により「通学路危険箇所合同点検」を実施いたします。実際にPTAから危険と報告があった現場に出向きまして、現状確認とともに要望内容に対する対策方法を検討いたします。次に、合同点検の結果を取りまとめたのち、通学路安全推進会議として、今年度の通学路危険箇所に対する対策内容の確認会議を開催し、対策実施内容及び対策実施機関を最終確認して、決定するとともに情報共有をいたします。こうして決定した内容に基づきまして、橿原警察署、中和土木事務所、学校及び事業課がそ

れぞれ決まった対策を講じることになります。令和6年度に実施いたしました対策の一例といたしまして、下子島1号線の鶉町側の入り口交差点におきましては、樞原警察署が停止線と横断歩道の補修を行い、事業課が「学童注意」の路面表示を設置し、学校では児童に対しまして、交通安全に十分注意して通学するよう指導を行っております。また、寺崎の大字内を流れる川に子どもが簡単に下りていける階段があり、危険なため、子どもが入らないようにしてほしいという要望に対しましては、事業課が柵を設置して安全を確保しております。これ以外にも、大字からの要望によりまして「飛び出しくん」の設置も行っております。そして、最終的には、通学路危険個所に対する対策実施内容及び対策実施機関をまとめました「通学路危険個所一覧表」を作成し、高取町連合PTAに対しまして、通学路危険個所改善要望に対する回答書として提出をしております。このように、「高取町通学路安全推進会議」として毎年このサイクルを確実に繰り返すことによりまして、通学路の安全確保対策に取り組んでいます。

続きまして、質問の3つ目でございます。小・中学校の保護者負担となる教育費について、お答えをさせていただきます。

まず、小学校と中学校の入学時に必要なものと経費についてでございます。小学校では、制服、制帽、体操服、上靴といった被服費用に約14,000円。ピアニカや連絡袋などの個人使用する物品費用に約6,000円。合計20,000円程度が必要となります。また、ランドセルも必要となりますが、ランドセル工業会が令和6年に行った調査によりますと、ランドセルの平均購入額は59,138円でございます。中学校では、夏冬の制服、夏冬の体操服、体育館シューズや通学鞆などの被服費用に約90,000円。名札、生徒証、連絡帳や絵具セットなど個人使用する物品費用に約5,000円。合計95,000円程度が必要でございます。

次に、小学校と中学校の入学年度の年間の保護者負担でございますが、小学校では年間約18,000円が必要となります。このうち14,000円はドリルやワーク、お道具箱や粘土といった学習教材費に充てられます。残りの4,000円は遠足のバス使用料などでございます。中学校では、年間約25,000円が必要となります。このうち15,000円はドリルやワーク、実技教材などの学習教材費で、残り10,000円は生徒会費や校外学習のバス使用料などに充てられます。なお、本町では、教育に係る保護者負担の軽減に積極的に取り組んでおります。給食費の無償化は、令和2年6月から令和3年の3月までと、令和4年

9月からは現在まで継続して取り組んでおります。経済的な理由により就学が困難な児童、生徒の保護者に対しては、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費により、学用品、校外学習費、新入学学用品費や修学旅行費などを援助しています。また、特別支援学級に就学する児童、生徒の保護者に対しては、特別支援教育就学奨励費により、学用品、校外学習費、新入学学用品費や修学旅行費などを援助しています。そのほかにも、子どもに関わる保護者負担の軽減策としましては、本年8月受診分から子ども医療費を完全無償化いたします。また、継続的な取組といたしまして、要保護及び準要保護家庭に対するインフルエンザワクチン接種の無償化も実施しております。

最後に、「教育は無償」という観点からの現状について、お答えをさせていただきます。憲法第26条は「義務教育はこれは無償とする」と規定しております。学校教育法第6条は「学校においては授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。」と規定しております。憲法に記載されております「無償」とは、「子女の保護者に対しその子女に普通教育を受けさせるにつき、その対価を徴収しないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められるから、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当である」と解するのが通例であると文部科学省が説明をしております。なお、現在は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によりまして、義務教育においては教科書も無償となっております。しかしながら、授業料及び教科書の無償給付以外の教育費に関わる保護者の経済的負担があることは十分理解をしております。学校としましては、保護者負担が多くならないよう工夫するとともに、町としましては、先ほど述べましたように、子どもの教育、子育てに関わる保護者負担の軽減策を充実させまして、できる限り保護者負担の軽減に努めているところでございます。私からの回答は以上でございます。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

〔事業課長 森本修君 登壇〕

○事業課長（森本修君） 事業課の森本です。8番、新澤議員のご質問の2、安全な道路整備についてのご質問に対し、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1つ目の通学路についてですが、新澤議員のご指摘のとおり、近年、特に今年度に入り、連日通学路での事故が他府県において発生し、報道されております。

す。本町においても、かつて、町道、通学路に緑の線、通称グリーンベルトを既に施工した箇所もあります。例えば、町道観覚寺・下子島・清水谷線（下子島地内）や旧育成小学校付近（兵庫地内）があります。これらは、既に経年劣化した舗装の上に施工したため、わずか数年でめくれてしまうという状況を招いております。私としましては、まず、劣化した舗装の修繕を行なうことが先であると考えております。本町では、こども見守り隊として地元の方々の協力により、事故無く通学していただいているものと認識しております。なお、旧育成校区については、バスでの通学となっておりますし、グリーンベルトの施工は、かなりの経費が必要となってまいりますので、教育委員会が毎年開催されている通学路安全推進委員会議のご意見を踏まえながら、対策を講じていきたいと考えております。

次に、2つ目の土佐街道の道路整備についてのご質問ですが、この件につきましては、先の3月議会で森下議員よりご質問していただき、答弁させていただいております。令和7年度で予算計上させていただき、まず、計画設計の予算の承認をいただいております。まず、劣化の著しい箇所から舗装構成を含めた計画設計を行なっていきたいと考えております。また、最近、特に劣化が著しい石畳についても、一方では土佐街道の修景に寄与しているところもありますので、修繕する箇所、撤去する箇所等についても、地元の方々のご意見を踏まえ計画していきたいと考えております。

○議長（新澤良文君） それでは、再質問をお受けいたします。新澤議員。

○8番（新澤明美君） それでは、高齢者の移動支援についてでございます。高齢者の皆さんから特に多いのは、町内で移動する場合、お医者さん、また、ちょっと別のところに移動するのに、なかなかこれまで町内のタクシー取れないということございます。そういうことで、よそから、樫原とか、もっと遠いところから来てもらって、町内に行くというのは、なかなか言いづらいし、実際に、それで断られたこともあるということも聞いているわけでして、先ほど、21社、契約しているということでもございましたんでね、そこら辺、タクシー会社として、町内ほんのすぐそばのところでもちゃんと行きますよという話も、もう一度していただきながら、町内の方にもね、そんな話も必要なのかなと思います。結構そういう部分で、使うのをやめて、止めてはるという方がおられます。せっかくあるのに使えないという状況あります。その辺も今の話からいきますと、是非ともそちらで対応お願いしたいと思います。それと、今、町内のタクシーが休業を、本当最近されたということで、いつ、また復活できるかというのは、今のところ分か

らないわけでありますけれども。本当に、その町内のタクシーが今動かないということになりますと、観光のことも含めてくるかと思えますけれども、これとても不便になるんだろうなと思うんですね。すぐ来てくださいということで、町内のタクシーで、とても役に立っていたけれども、なかなか、ちょっとなという状況があります。そういう中で、やはり、使い勝手のいい、やっぱ移動支援の車が、今、本当に必要になってくるのではないかなという思いを、とても今しているところでございます。現在、1つの大字で運転手をされて、少し、いろんなお医者さんに行ったり、ちょっといろんなところに移動するということで、使われているということも私も聞いており、今、少し説明受けたところでございますが。それも、やはり、運転手がきちっと確保できてるということで、その大字では、とても有効に利用されているようであります。でも、よその大字では、なかなかその運転手を確保するっていうのは難しくて、動きが取れないということになりますと、この高齢者の移動支援のね、公用車を使うという点で、もう少し、やはり、検討が必要なのではないかなと思うんですね。もちろん運転手を置くとなりますと、ボランティアでよその大字も行ってくれるということならば、それもありですし。それが、やはり、無理ならば、きちんと雇うべきじゃないかなと思うんですね。皆さん、やはり、もうとっても不便を感じておられるということに関して、是非、その運転手を確保できないから、なかなかこれを検討するのは難しいと言われておりますけれども、そのこのところはね、本当に町がお金を出して、運転手を雇うかどうか。今、例えば、スクールバスの運転手はいらっしゃるわけですし、そこでは運転手をきちんと確保しているわけですね。もちろん、そのスクールバスの運転手が、例えば、午前中だけそういうことに関与してもらってね、行ってもらえることができるのかどうか分かりませんが、そちらのほうでは運転手をきっちり確保していただいているわけですし、もう少し運転手、お金を出して確保するというように考えるべきではないかと思うんですが、この点について、ちょっと町長さんのお考えも少し今お聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 今、新澤議員のほうから、町内のタクシー会社さんが今、臨時休業されているということでございます。その関連で質問いただきました。まず、壺阪観光さん、臨時休業をされております。非常に残念と思うんですが、社長さん、臨時休業する前にも何回かお話を聞かせていただいてまして、タクシ

一の配布、タクシー券の配布もさせていただいてるということで、事業のほうは、うまく回ってるように聞いておりました。ただ、運転手がですね、あちらのほうにつきましても、皆ほとんど70歳を超えておられると。お持ちのタクシーの台数に比べて、実際動いてるのが半分程度ということで、社長には、これはもう本当に皆さんに申し訳ないねんと。仕事はいっぱいいただいてんねんけども人手がおらへんので、なかなかうまく使えないねということ。というのは、高齢者の方、例えば、橿原市内の病院行かれんのに、大体病院っていうのは1か月に1度、大体みんな通院されてるのが多いんで、もうすぐ予約が入ってしまって、病院に8時半なり、8時なりにというのが第一陣ですね、また10時、11時になったら空いてくんねんけど、その時に行かれる人あんまいてないねんっていう感じで、話をされてます。とにかく自分も一生懸命頑張っていきたいねんけど、体調がもうひとつやさかいにということで、そういうお話をされておりました。まず、一義的には、植山課長のほうからお話をさせていただいたとおりですね、まず、各自治会のほうで車の運転をお願いしたいということで、公用車の貸出しをさせていただいてるんですけども、1つは、宇陀市のほうで取組をされてまして、吉野のほうに近いところの集落のほうで、数人が集まられて、車の運転をして、町内、市内ですよ。例えば、宇陀市立病院もありますし、スーパーもあります。ただ、あこは合併されたんでね、かなり大きな宇陀市になってると思います。当然、もともとの榛原町、それと室生村、それと菟田野町、大宇陀町という形で大きな市になっております。そんな中で、そういうふうなインフラ施設もあると。それをほぼ無償で、ボランティアで、皆で運んでいきますねっていう感じで取組をされてます。まず1つは、各大字でもそういう形で、ボランティアで運転手をしていただけることが、まず一義的なかなと。そういう意味で、車も準備をさせていただいてるんで、そういう形で、まずしていただきたい。というのは、やっぱり、私、議会でも申し上げてるように、今までの当たり前が当たり前の時代じゃなくなってきましたよねって。これちょっと、壺阪観光さん非常に残念なんですけど、また私としても、関係者の方に廃業はしないでくださいと。とにかく町民の皆さんの足を確保していきたいんでということで、お願いをしております。ただ、これは民間の企業さんの話なんでね、そこまで、どこまで、これはもうお願いするしかないというのが、まず1つです。それと、まず、その言うてますように、やっぱり、ボランティアで住民の人がお互い助け合いできんねんやったらお願いしたいなと。今、1大字、1自治会でやっていただいているんですけども。

そういう形で、無償でね。ほんで、役場の車使っていただきますんで、保険から燃料代、役場のほうで負担もさせていただきますんで、できたらそういう形で、まず一義的にやっていただきたいということです。それと、もう1つは、有償でということなんですが、これもまた、実際に人手不足が、どこの業界でも著しくなっております。その運転手が、運転手がつて言われても、私としては、その募集をしてもそんなすぐに、そういう形で、企業さんのほうもですけども、集まんのかなと。実は、タクシーの関係で詳しい人とも話をしたこともあるんですけど、やっぱり、奈良県っていうのは、奈良県全体ですよ、タクシーのドライバーっていうのは、なかなか確保ができてないというのが、これも現状です。それは奈良市であっても、当然、お客さんの多い奈良市でもそういう状態というふうに聞いております。特に大阪なんかやったら、今、大阪万博もあるんで、多分そちらのほうへ皆集まってくるのかなと。ただ、バスもタクシーもそうですけども、どこの運輸業界については、人材の確保っていうのは喫緊の課題。車はいっぱい余ってるんですけども、動けないっていうふうな状態になってますっていう話も聞いております。それと、もう1つは、都市部ではライドシェアということで、空いてるところ、空いてる人が、何て言いますか、登録をされて、タクシーの代わりに使っておられるということも聞いております。ただ、高取町としては、まず、今の段階では、住民の皆さん、ボランティアのほうでご協力をいただけたらなと。車も準備をさせていただいてますんで、そういう形で進めていきたい。それと、もう1つは、タクシー会社さんの関係者に強く働きかけてですね、廃業は防ぐように、とにかく町民の皆さんの足を確保するような形で、なんとかお願いしたいなっていうのが、それが2つでございます。あとは、いろんなやり方あると思います。お金を出してって言っても、そんなうまいこと人がどうか集まるかどうかもあると思います。そこら辺もちょっといろいろ、まず、ほかの事例も参考にしながら進めていきたいというふうに思っております。非常に、本当に議員心配されてることは、もう私も当然ずっと感じております。なんとか町民の皆さんの足を確保できたらなと。言いましたように、今の段階では、関連のタクシー会社さん、21社、20社程度ですね。ご協力をいただけてるんで、その分で今はご活用いただけたらというふうに思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 運転手、なかなか手がないという業界で、もちろんそれは分かってるんですけども、町内の中で、運転手をするとなったら、家にいら

っしゃる方で、60以下で運転されることも、運転手になっていただける方があれば、それは一番いいですけれども。大体、もしなるとしたら、退職をして、65以上とか、70以上とかっていう状況かなと思いますね。今もうほとんど、70に向けて働く人も増えてくる中で、なかなか人を乗せて、家族以外の人を載せて運転していくっていうことに対して、それはちょっとということを、やはり、いろいろ皆さん言われるし、乗る側としても、ちょっと困りますという声もやっぱりあるわけですね、そこら辺。そうすると、やっぱ、きちんと運転ができて、そういう有償で責任を持って運転していただける方に安心して乗りたいというのが、実際の住民の皆さんの声だなと思って聞いているわけですね。もちろん、有償じゃなくても、手あげて行っていただける方がたくさんいらしたら、それに越したことはないです。それに向けて是非、動いてもいただけたらと思いますが、町としては有償で雇ってきちんとやってもらおうという腹積もりも私は必要ではないかなと。そうじゃないと、なかなか進まないと思います。もうそれに対する回答はもう結構ですけども、是非ともその点について、本当にボランティアを求めていくか。何か言いますか。回答。はい。思いますので、この点ありましたら、どうぞ。町長。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 新澤議員今おっしゃったように、有償となると国のほうで法律が決まってまして、勝手に、許可がない限りは運用できません。だから、そこは十分にご理解いただきたい。タクシー会社、またバス事業者については、国のほうでしっかりと、そういうふうな責任者も決められて、許可をいただいて運行されているんで、今の法律の中ではですね、できたら壺阪観光さん、何らかの形で事業承継をしていただくなり、何らかの形で動いていただけたらなというの、とは思います。それ以上、ちょっと私からは、今は民間の話なんでね、言えせんねんけど。有償で有償でっていうのは、お金払うのと、お金、今度貰ったら、そうしたら運送会社貰ったら、これ俗に言う白タクになりますんで、できません。勝手に違法な運営もできませんので、だから、そういう意味で、国のほうの法律で安心して安全にお客さんに乗ってもらうために、正しい形で許可を出してますよという形になっておりますんで、その点については、もう十分にご理解いただきたいと。ただ、今言ってるのは、なるべく住民の人がお互い助け合いながらそういう形で、こちらのほうで準備、車等も準備させていただくんでね、それで一緒に乗せて行ってあげていただけたらなっていうのが、そういう気持ちでござい

ます。それと、もう1つは、皆やっぱりお働きになるのは、今もう65、70まで、皆働かれております。そういう意味で、なかなかちょっとやっただろうかっていう人も、なかなかおらへんのかなというふうに思っております。ちょっと、そういう事情もございますので、十分ご留意いただいたらと思います。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） ありがとうございます。先ほどスクールバスの運転手さんを、例えば、午前中だけでも利用することができないのかという点につきまして、今、契約上はどうかということをお答えができるのであれば幸いですし、できないければ、是非その検討課題として、検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（新澤良文君） 石尾教育次長。

○教育次長（石尾宗将君） 失礼いたします。ただいまのご質問でございますが、スクールバスですが、あくまでもバスを使いまして、大紀観光がっておりますスクールバスを使いまして、運転業務をしていただく。子どもたちを安全に待機場所から学校まで届けていただいて、午後には送り届けていただく。あくまでも、あのバスを使った業務ということで、委託をしておりますので、その運転手を空いた時間についていうことは、ちょっと今の契約では不可能でございます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 今の契約はそうなっていると思います。実際に、日によって早く終わる日もありますけれども、基本的に朝、子どもたちの送り迎えをしたら午前中空いてて、早くてもお昼ご飯を食べてからと。2時半以降と。スクールバスが動き出すかなと思うんですけれども。その間、例えば、午前中だけ契約として、運転士さん、運転士さんだけをどないか別契約ですとか。何らかのそういうことも1つ、今後、運転手ができない場合は、私は是非検討をしていただきたいと思います。はい。それについては回答は結構、はい。よろしくお願ひしたいと思いますが、はい。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 新澤議員のほうに、ちょっと確認だけしといていただきたいと思いますけれども、先ほど私、宇陀市の話しましたよね。実は、無償であろうが、例えば、橿原市の病院へ送っていくことはできません。これは同じ、今の現状では、同じ市町村の中であれば、そういう形で協議会開いて認可いただいたら、それはできると思うんですけど。例えば、明日香村行くなり、御所市行くなりというの

は、もうそれは、先ほど言いましたように、白タク行為になっちゃいますんで。だから、そういうことで、大っぴらにですね、そういうことで、なかなか今の現状では厳しいのかなというふうには認識しております。ちょっと、そこだけご理解いただいております。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） ご答弁ありがとうございます。

次に、イベントにおける公用車の利用についてでございますが、先ほど、土日にイベントをすることで、なんとか親族の方にお送り迎えもしてもらってというお話もあって、いろいろご検討いただいているんだなと思って、回答を聞いていたところでございますが、実際、敬老会の時には、かなりの方が車、バス、車で行きはる人もありますが、送迎、町の送迎で皆さんたくさんいらして、本当に楽しんで行って、帰られます。最近、本当にほかにもいろんなイベントがされているわけですし、そんなところにも是非参加してもらうためには、やはり、全てのイベントというわけではありませんけれども、そういう、実際に来る方を希望も取らなくちゃいけないのかもしれないかもしれませんが、町の車を動かすということも検討して、どんどん外へ出ていただくということもあっていいのではないかなと思うんですけども、そういうところにタクシーチケットを使わずに、お医者さんのほうに使ってもらおうという感じでということもあっていいかなと思うんですが、その点について、どんなふうにお考えですか。もうこれ以上、今のところは考えてないということですか。

○議長（新澤良文君） 植山福祉課長。

○福祉課長（植山みか子君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。福祉課といたしましてのメインイベントにつきましては、先ほども申しましたように、バスは運行させていただいております。ほかの福祉課のイベントに関しまして、健診等に関しましては、タクシーチケットで来られる方、結構いらっしゃると思いますので、多分それで網羅されているのかなという認識でいます。ほかのイベントに関しましては、ちょっと福祉課以外のことですので、ちょっとお答えしかねます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） はい。そうですね。福祉課だけでは答えられないかと思いますが、今、集団健診のことも、この中には少し入っているわけでございますが、健康で、やはり楽しく、高齢者の方が過ごしていく上で、やはりもう暗いニュー

スばかりじゃなくて、楽しむところが欲しいんだと。でも、足、車がないんで、なかなか動かれへんから、行かないという、そういう声がやっぱいっぱいあるんですね。お医者さんに行くのにタクシー券使わなくちゃいけないんで、なかなかそんなイベントまでは、ちょっともったいなくて使ってもらえないということありましてね。高齢者の方がいろんなところで楽しんでもらうことが、また健康につながりますし、高取町が今、人が、人口が減って、ちょっと寂しくなっている中でも、活性化していろんな、また、起爆剤として膨らんでいくのではないかなと思うんですね。高齢者・・・

○議長（新澤良文君）　ちょっと止めて。

○８番（新澤明美君）　高齢者の方々が自由に、やはり、動いていただけるような状況を、やっぱり作っていく上で、少なくともそういうイベントの時に車を走らせていただくということで・・・

○議長（新澤良文君）　ちょっと待って。

○８番（新澤明美君）　これは福祉課の問題だけではございませんね。ありとあらゆる事業あるかと思いますが、是非とも公用車をいろんなイベントで回してもらおうと。これまででしたら、雛めぐりの時にはね、いっぱい回して、また、城まつりの時には車動かしたりしていただいているわけですが、町内の皆さんがね、日々の暮らしの中で、暮らしを豊かにするという点で、外から来る人も大事ですが、町内の人たちがいろいろ楽しんで動けるような状況を作れるためには、やはり、移動手段として公用車を動かすということも、私は是非とも考えていたきたいと。イベントだけ違いますけどね。とりあえずは、そういうイベントで、集団で動かせるようなことを町の車で検討をしていただきたいと思いますが、その点については、どこが回答いただけますか。はい。ご検討お願いしたいんですが。はい。そこは副町長ですか。参事ですか。是非一度検討していただきたいんです。

○議長（新澤良文君）　ちょっと待ってくださいね。いいですか。芦高副町長。

○副町長（芦高龍也君）　すいません。明確な答えになるか分かりませんが、今、要望ということでいただきましたので、再度、どのようなイベントがあるか、どういう形で車が出せるのかということを検討いたしまして、また、課内で打ち合わせをしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新澤良文君）　新澤議員。

○８番（新澤明美君）　ありがとうございます。それでは、安全な道路整備について

であります、通学路の問題であります、安全点検をして、その対策を進めていただいているというのは、十分に分かっているところで、本当に細かく毎年やっていただいております。それでも、なかなか道が、補修が進まなかったりっていうこともあり、再度、要望もあげられているところもあるかと思います。ここでは、具体的にどこということをあげるわけではございませんので、今日はグリーンベルトのことだけでお話しさせていただきます。グリーンベルトっていうのは、本当に子どもたちが歩くところが、ここは歩くところですよ。それで車も気をつけてくださいねと。子どもたちも狭い高取町の道ですからね、なるべくドブにはまらないように、グリーンベルトのところ歩こうねというような、そういう印だと思うんですね。実際に、狭い道を結構車がスピード出して、ビュンビュン走ってるような、通学してる際にあります。だから、1つとしては、スピードを落としていただくとか。方法としたら、通学してる時間帯は車を通っていただくのを止めるとかね。それは1つの方法だと思います。それは、対策として検討していただいたらいいかと思いますが、もう1つの方法として、子どもたち自身も本当に危ないんで、後ろ向いて喋ったりとか、いろいろありますが、きちんと交通マナーを守りながらということも含めまして、グリーンベルトっていうのは、とっても大事なかと私は思っているところであります。そこら辺については、グリーンベルトを敷くっていう、お金がかかるって言うておられますが、なんか基準とかあるんですかね、そこら辺。警察との関係も含めまして。はい。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本修君） 明確な基準はないです。先ほど通学路の会議を経て、それで検討していくという状況になりますんで、兎にも角にもやっぱり、小学生の子が一番あれやと思うんですね、対象やと思いますんで。そこら辺はP T Aのご意見を伺いながらやっていく必要があると考えております。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） それでは、地元やP T Aの要望を聞いていただいて、必要なところについては、是非とも実施をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、次に、小・中学校の保護者負担となる教育費についてであります。実際に、小学校、教育費の無償という点については、授業料がその対象となり、教科書は無償となっておりますというようなお返事だったかと思いますが、実際に、教科書以外に制服も必要で、いろんな物品も必要になってくるわけです。今、こ

こ物品の中に入ってへんかなと思っていますが、中学校になりますと、今、中学校は、自転車は距離関係なく乗れるようになっております。それは、自分とこの判断かなと思います、自転車って本当にそんな安くないんですよね。自転車の費用、ここに入っていないなと思って見てます。すごいお金がかかります。特に中学校はね、制服すごいお金かかるし、自転車もかかりますし、もうみんな本当に困ったなとおっしゃっておられます。そういう意味で、無償という点から考えると、どうしても必要なんですよ。制服なしで行ってもいいわけではないでしょ、高取町は。制服が必要なんですよ、学校に行くのに。それが決まってるんだったら、制服のそれも義務なんですよ。買わなくちゃいけないんですよ。自転車も一緒ですわ。本当に遠かったら、あまり遠かったらね、間に合わないんですよ。そういう意味で、保護者の負担っていうのは、とても大きいです。私この質問は何回かしていますが、具体的にいくらかかるっていうのは、もうかなり前に質問した時には、中学校で最低6万円いりますということを聞いたことがあるんですが、それから比べると、こんなに費用が上がってるんだなと思って、びっくりしているわけでありまして。給料はそんなに増えてない中で重いと。保護者の皆さんからも寄せられているわけでありまして。そういう点について、保護者の負担は重いと思われませんか。これ当たり前だと思われませんか。いかがですか。

○議長（新澤良文君） 石尾教育次長。

○教育次長（石尾宗将君） 失礼いたします。ただいまの新澤議員のご質問でございます。負担が重いのか、それとも軽いのか、これはそれぞれ個人の主観にもよるかと思ひますし、中学校では、決められているものにつきましては、9万5,000円程度はかかるということで、先ほど申しましたように、経済的にしんどいというふうなご家庭に対しましては、その分支援もさせていただいておるところでございます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 隣の明日香村では入学時に、小学校入学時も中学校入学時も祝金ということで、ちょっと今、いくらか忘れましたが、何万円か支給をされて、準備金に充ててくださいということになっているわけでありまして。そういう意味で、保護者負担を軽減するという上で、やっぱり、準備金を高取町としても考えていくべきではないかと思いますが、その点、無償という点から考えると、どうお考えですか。

○議長（新澤良文君） 石尾教育次長。

○教育次長（石尾宗将君） 失礼いたします。今、新澤議員おっしゃるように、明日香村が入学祝金というふうなお金を出しておるということは承知をいたしております。ただ、保護者負担の方法ですけれども、それは、市町村によってまちまちであって良いかなと思います。現実、高取におきましては、給食費を全額無償とさせていただいておりますし、その取組は、令和7年度も続けていくというふうなことで予算化もさせていただいております。明日香村につきましては、給食費は無償化はされていないというようなところで、保護者負担の軽減策については、それぞれの市町村で、それぞれが取り組むべきではないかなと考えております。以上です。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 明日香村のことだけで取り上げた、ちょっとあれですけども。給食費の無償化は少なくとも、今、交付金でやっております。明日香村の今やってる祝金は、村単でやってる話で、全然比べる対象が違うかと思いますね、そこら辺はね。給食費の無償化は町単、また、国がね、どう出てくるか分かりませんが、継続して私はやって欲しいと思っております。そのことは、です。その市町村によってやることはいろいろだと。それはそのとおりであります。少子高齢化の中で保護者負担が重いので、なんとか考えて欲しいということです。先ほど、要保護や準要保護に対しては、いろいろ補助はしてるのは、私も知っております。就学援助金として。それはもう当然の話であります。実際にそうじゃないお家にとっても、もうとても、やっぱり、負担は大きいんですよ。今、物価高騰のことも含めましてですけども・・・

○議長（新澤良文君） 5分前です。

○8番（新澤明美君） はい。そのことを考えて、私は、教育は無償化ということをよく考えてほしい。教科書だけだという、そんな狭い話をね、文科省が言ってるからということじゃなくてね。本当に子どもたちの教育を守っていく上で、必要なものをきちっとして、教育環境も整えていくということを、私は是非ご検討をいただきたいと思います。ご回答は結構ですので、今後のさらなる検討いただくことを要望して終わりとさせていただきます。以上です。

○議長（新澤良文君） これをもちまして新澤議員の質問を終了しますが、持ち時間が約4分残っております。関連質問がございましたら、お受けいたします。ございませんか。

それでは、これをもちまして、8番、新澤議員の質問を終わります。

それでは、ここで休憩をいただきまして、午後 1 時から再開をさせていただきたいなと思っております。休憩。

午前 11 時 39 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（新澤良文君） 再開いたします。次の質問者は私でございますので、暫時休憩をし、議事進行は私の質問の間、森川副議長と交代をさせていただきます。暫時休憩。

午後 1 時 01 分 休憩

午後 1 時 02 分 再開

○副議長（森川彰久君） 再開いたします。次に、6 番、新澤議長の発言を許します。6 番、新澤議長。ご登壇願います。

〔6 番 新澤良文君 登壇〕

○6 番（新澤良文君） 議長のお許しをいただきましたので、なるべく通告書に沿って質問をさせていただきます。

この 6 月議会は、私たち議会議員にとっては、最後の任期の議会でございます。その中でも、高取町のいろんな問題がまだ解決されてない問題もございます。議会議長として、そういった問題についても、一般質問の時間をお借りして質問をさせていただきたいなと思ってる次第でございます。

それでは、通告書 1 番、高取町林地開発における許認可の問題でございます。高取町には土砂盛条例がございます。これは林地開発については、この土砂盛条例は担当課のほうではどういうご認識でおられるのか、お聞かせをさせていただきたいなと思っております。

2 番、育成幼稚園の解体工事についてでございます。先の議会でも質問させていただいたわけですが、その後どういった経緯でこの問題についてを解決されるのか。その点についても予算の膨らんだ状況はなぜ起きたのかということも含んで、お聞かせをさせていただきたいなと思っております。

3 番については、新型コロナワクチンの不祥事についてでございます。懲罰委員会で処分を決定されましたが、高取町議会として調査報告書を作成し、提言をさせていただきました。そうした中、議会の判断とは大きくかけ離れた甘い処分となったのは、誠に遺憾でございます。懲罰委員会の委員がどういう構成なのか、

まずはお聞かせください。一部の町民の方からは、私のほうに苦情の連絡が入っております。高取町はその後も職員の怠慢、不祥事が続いているのは、そういうところだと私は思っております。

以上の３点について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（森川彰久君）　まず、１番目の林地開発における認識ということで、担当課、住民課。梶井課長。

〔住民課長　梶井貞男君　登壇〕

○住民課長（梶井貞男君）　新澤議長の１問目のご質問につきまして、私からまずご回答を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事業者から提出されました許可申請書につきまして、各課に合議いたしましたところ、谷田地区の当該埋立て申請区域と、市尾地区内で行われている林地開発行為との一体性の可否について意見がありまして、条例の許可についての判断にあたりましては、林地開発行為との一体性の可否につきまして、県に確認する必要があると考えまして、５月２日付けで、県森林環境課に文書で照会をいたしました。５月７日付けで、県森林環境課から回答がありましたが、再度確認が必要な内容や、回答がなかった項目がありましたことから、５月１２日付けで、再度森林環境課に照会を行っている状況でございます。本町といたしましては、両地区の林地開発行為は一体性があると考えており、一体性がある場合は、まずは、事業者から県に対しまして、市尾地区の林地開発行為の変更手続が必要になると考えているところでございます。そのため、森林環境課に対しまして、林地開発行為の一体性についての照会を行っているところでございます。また、県におきましては、５月７日から盛土規制法に基づく規制が開始されているところでございます。今後、一定規模以上の盛土を行う場合は、事業者から県に対しまして、盛土規制法に基づく申請が必要になるとともに、本町におきましても、５月７日からの県の規制開始に伴い、新しい条例として「高取町土砂等の搬入に関する条例」を施行しているところでございまして、新条例に則った手続が必要と考えているところでございます。私からは以上でございます。

○副議長（森川彰久君）　ほか。前田課長。

〔総合政策課長　前田繁君　登壇〕

○総合政策課長（前田繁君）　失礼いたします。総合政策課の前田です。新澤議員からご質問いただきました、土砂盛条例の受理についての高取町の対応について、お答えさせていただきます。

昨年、令和6年6月25日付け、市町村第319号で、奈良県知事公室長から、奈良県事務処理の特例に関する条例による権限移譲の照会がメールでございました。しかしながら、当課の確認不足と周知体制に不備があったことが原因で、そのメールを見落とし、関係各課へ適切に情報伝達が行われませんでした。その後、8月13日、20日に県からリマインドメールによる催促を受けて、慌てて回答した経緯がございました。町にとって重要な権限移譲業務に不備があり、関係者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。今後、同じ間違いが起これないよう事務を見直し、現在は速やかな情報の照会と確認、取りまとめ業務を職員複数人で行っており、メールのダブルチェックの徹底、体制の強化により改善を図っております。今後、このようなことが起こらぬよう気を引き締め、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

○副議長（森川彰久君） 前田課長。新澤議長は謝罪を求めておられるんじゃないんですから、認識を問われておるから、認識は間違ってたっていう回答で、答弁でよろしいですな。

はい。ほか担当課は。これ3番やろ。2番はほかないですか。石尾教育次長。

〔教育次長 石尾宗将君 登壇〕

○教育次長（石尾宗将君） 失礼いたします。私からは、新澤議員の2つ目の質問、育成幼稚園の解体事業、工事費が当初から大きく膨らんでいるのはどうしてかという質問にお答えをさせていただきます。

令和5年度に旧育成幼稚園除去工事の設計業務を実施いたしました。その際、設計業者が実施いたしましたアスベスト調査によりましては、旧育成幼稚園舎の外壁からはアスベストは検出されませんでした。しかし、令和6年度に契約を締結いたしました旧育成幼稚園除去工事の請負業者が実施いたしましたアスベスト調査の結果、旧育成幼稚園舎の外壁塗装からアスベストが検出されました。そのため、園舎を解体する前に、園舎外壁塗装に含まれるアスベストを除去しなければならないことから、旧育成幼稚園除去工事の代金とは別に、アスベストの除去費用が必要となったためでございます。以上でございます。

○副議長（森川彰久君） ほか。総務課長。新田総務課長。

〔総務課長 新田靖幸君 登壇〕

○総務課長（新田靖幸君） 私のほうからは、新澤議員からの3問目の職員の処分についての懲罰委員会の委員を教えてくださいというご質問に対して、回答いたします。懲罰委員会の委員に関しましては、高取町職員分限懲戒審査委員会設置規

定により組織をされております。委員といたしましては、当時の職名でございますが、委員長代理として総括参事、委員として総合政策課長、福祉課長、まちづくり課長、住民課長、議会事務局長、事業課長、会計管理者、職員労働組合の代表、それから弁護士、以上の１０名でございます。以上でございます。

○副議長（森川彰久君） はい。再質問をお受けします。新澤議長。

○６番（新澤良文君） はい。この土砂盛条例についてはね、認識ということでお伺いするんですけども。土砂盛条例っていうか林地開発、まず林地開発についてですけども。林地開発には、うちの土砂盛条例、これは林地開発の申請についてはね、うちの土砂盛条例っていうのは、ちゃんとクリアするべきなんか。もう上位法が勝るから必要ないというような答弁は、以前の議会でもらってるんですけどもね、この辺の認識はどうなんですか。

○副議長（森川彰久君） 梶井課長。

○住民課長（梶井貞男君） ただ今の新澤議長のご質問でございます。この林地開発行為の変更手続きが必要というふうに考えております。先ほど申し上げたのは、そういう回答でした。これにつきましてですね、本町の土砂盛条例に照らしますとですね、条例の中で規則で定める図書の添付が必要であるという規定がまずございまして、その規則の中で他法令の許可又は届出が必要とする場合は、当該許可証の写しの添付が必要というふうに定められていますので、当然、変更手続きが必要ということになれば、それらの許可証の写しが必要になってまいりますので、この林地開発行為の変更手続きは必要かどうかということは、県に対してははっきり回答を求めなければならないと。

○副議長（森川彰久君） 新澤議長。

○６番（新澤良文君） いやいや、そんなこと聞いてんちゃうんですよ。林地開発について、うちの高取町には条例があるわけよ。高取町の土砂盛条例っていうのは、林地開発というのは県の許認可で、高取町の土砂盛条例というのは、この今やってる営業、もう許可下りてるわけなんですけども、これについてね、以前の答弁ではね、担当課から「いや上位法、県の許認可なんで、土砂盛条例は必要ないんです」と「同一性ないんです」と「委員会も開く必要ないんです」という回答だったんです。こういう認識でいいんですか。

○副議長（森川彰久君） 梶井住民課長。

○住民課長（梶井貞男君） 現在、新しい条例におきましては・・・

○６番（新澤良文君） 違う違う違う違う違う。

○副議長（森川彰久君） 暫時休憩。

午後 1 時 1 5 分 休憩

午後 1 時 1 6 分 再開

○副議長（森川彰久君） 再開します。榊井住民課長。

○住民課長（榊井貞男君） 私が住民課長になってから、そういった認識は持っているというところです。

○6 番（新澤良文君） うん。だから、だから、ちょっと止めてもらえます。

○副議長（森川彰久君） 暫時休憩。

午後 1 時 1 7 分 休憩

午後 1 時 1 8 分 再開

○副議長（森川彰久君） 再開します。新澤議員。

○6 番（新澤良文君） 僕は聞いているのはね、この単純明解、林地開発の申請において、高取町の土砂盛条例が適用か、適用でないかと。どういう判断をされてるんかお伺いしてるんです。

○副議長（森川彰久君） 榊井課長。

○住民課長（榊井貞男君） 条例は適用されるものでございます。

○副議長（森川彰久君） 新澤議長。

○6 番（新澤良文君） だからね、これね、僕ら、僕らっていうか、僕自身ももう議員としてね、もう失格やと思っています。これ前回の林地開発の時に、高取町には土砂盛条例があるんやから、これは適用されるんじゃないかって言うた時に、担当課の人がね、「いや、これ上位法が勝るから適用外です」っていうような答弁もらったんですよ。この時に、僕ももっと詳しく調べておけば、今のこの市尾の林地開発、これ高取町の土砂盛条例、前条例でもね、今もう新たに改正しましたけども、前の条例でも適用しておれば、中に調査も入れたんですよ。高取町として。これが。適用外っていうようなことで、土砂盛条例をなしにしてしまったから、法的には適用なんですよこれ。適用外っていうこととしてしまつたから、林地開発、今これ好きなようにね、当初の計画以上にこれ積んだり盛ったり、何入ってるかも分からないような状況ですけども、なってるんですよ。これ榊井課長、その担当課でね、「いや、これちょっと分かりません」いうようなこと言われたら、どうしようもないじゃないですか。だから、ちょっと、芦高副町長、総

務課長としてもやね、この議論、林地開発の時のことも全部分かってると思うんで、お聞かせください。どういう認識か。あの時はやね、上位法が勝るから高取町の土砂盛条例は適用外ですという答弁をいただいてるんですよ。だから、そういう答弁で、そういう認識でおったんでしょ。理事者側全体が。それをお聞かせください。

○副議長（森川彰久君） 芦高副町長。

○副町長（芦高龍也君） ただいま議長のほうからの再質問の中でですね、当時、そういう認識があったんじゃないかというような話がございました。率直に申し上げますと、私、当時、総務課長をさせていただいた時は、やはり担当課の法律の上位法が勝るというような意見を聞き入れましてですね、町全体では、そういう土砂盛の審議をしなくてもいいんじゃないかっていうような話はあったということは、聞かしていただいております。しかし、今、新しく法律や条例を改正する中で、やはり、当時、そういうような課とかの連携をきちっと取らずにですね、思い込みでいってしまったということにつきましては、深く反省することによってございます。そういう形で、当時は、そういう認識は持ってなかったということによって回答させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（森川彰久君） 新澤議長。

○6番（新澤良文君） ふざけてるでしょ。だから、これ林地開発、これ今、難儀してるんですよ。市尾の人も。もう周りの人も。黒い土や白い土や、いろんな土、土なんか、何なんか分からんようなもんをね、山積みされて。これが高取町の当時の土砂盛条例適用しておれば、中に調査も入れたんですよ。ほんで、業者にも意見もできたんですよ。今、あの林地開発、こんなこと言うてしもたらあれか分からんけども、今後また、これいろんなことになるか分からないけども、適用外にしてしまったから今。これをね、だから、高取町っていう行政がですよ、こんな大事な許認可においてですよ、「いや、認識なかったです」「適用されるか、適用されへんか」「いや、あの時の答弁は、奈良県に問い合わせたら、上位法が勝るから適用外と言われました」という答弁だったんですけども。そんなことないじゃないですか。条例というのは、クリアしなさいっていうのが、逆にその林地開発の中の申請の中に入ってるじゃないですか。だから、それをね、見落としした僕も、もう議員として失格やと反省しつつ、今これ気づいた段階においてね、行政の皆さんに質問させてもらってるんですけども。僕はね、これを考えた時に、これは2つ考えられるんですよ。行政が、職員が能力ないのか。あるいは、恣意

的に、故意に、知ってて業者にね、付度するために、そういった答弁をしたのか。これ10年、20年、50年、100年、ずっと置かれるんですよ。この土ってというのは。その後の時代、後の時代、後の世代にこういった何を入れられてるか分からない。あの林地開発の中には、簡単に申し上げますと産廃入れてもええようなことも、そんな産廃入れてはいいとは書いてないですけども、産廃を含んだ再生のもんでもいいようなこと、これも当時の課長はやね、「私のところに申請来た時はこれはなかったです」ってなこと言うと思ったんやけどもね。後で付け足したんかという話になってくるんやけども。だから、業者と高取町が、これ恣意的にやったんじゃないかということも疑われるんですよ。そうか、もしくは、もう1つ言うてるのは、役場の職員の能力がとんでもなく低いということになるんよ。これ当時の課長もいてないしね、梶井課長もこの前、福祉課から来たばかりで分からないかも分からないけども。やっぱり、そういうとこ精査してもらわないと。これ今後ね、今までのことは、これあれや、これ誰責任とんのこれ。もし、あこにいろんなものが入っていたとかなった場合。これ今、新たにまた申請は出してきてるわね。これ新たに申請出してきてる中で、僕と副議長が徹底的にこれ調べた時に、いろんな学識経験者とか聞き取りをしてる中で、「いやいや、何を言うてるんですか」と。「条例はちゃんとクリアしやんなだめですよ」ということで分かった。僕らは分かったんやけども。僕自身にもこれ、その同時はまだ副議長は議員じゃなかったんで、質問した僕自身も、もう能力が低いということで反省しやんなあかんねんけども、そっちの行政のほうもやね、「いや、県が上位法が勝る」って、自分ら行政手続きしてんねんから、これについては、条例が適用されるのか、されんへんのかぐらいは分かるでしょう。誰に、誰に問い、町長も変わっとるしやな、担当課も変わっとるしやな。でもね、町長が変わってようが、担当課が変わってようがやね、そういう悪性というか、不祥事っていうのは、受け継がれていくんで、受け継がれていくっていうか、あとの人らも責任取らなあかんのですよ。そうでしょう。高取町には立派な条例ができたんですよ。当時ね、まだ僕が議員する前に、森下委員長らが中心になって、土砂盛条例作っていただいた。その土砂盛条例の適用で十分、今、あこの林地開発、市尾の林地開発、中立入り調査できたんよ。その後に1回、条例、森川副議長があれして、素案してくれて、条例を改正したんやけども。十分できたんよ、その条例で。立入調査できたんよ。それできなくなったんよ。なんでできなくなったか言うたら、行政の自分らの責任やんか。適用外や言うから。嘘ばかり言うから。町長、こ

れ当時の町長でもないし、全然ね、その当時の許認可のこと分らないと思いますけども、この議論をやね、聞いてどう思われるか。ちょっと。

○副議長（森川彰久君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 市尾、谷田地区の産業廃棄物と言いますか、林地開発の件です。私が就任する前、今議長おっしゃったような、いろんな経緯があったと思います。決してその業者、その当時もうどうか分かりませんが、付度せずですね、やっぱり私としては、法律、また、条例に従って粛々と公平、それと、何て言うか、明確にちゃんと、これはもう今の谷田の話だけじゃなくて、全てについてそういう形で進めていきたいというのは、私のもう根本的な考え方でございます。あとは、それと、県と十分協議をしてですね、協議、県に対する考え方も厳しく、やはり注文をつけながら進めていきたいと。そうすることによって、住民の皆さんに説明ができるというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（森川彰久君） はい。新澤議長。

○6番（新澤良文君） 本当にね、町長としたら、そう言うしかないですからね。今後気をつけますって言うしかないと。当時のあれじゃないんでね。町長じゃないんやけども。ただね、こんな問題を起きているんですよ。だから、当時がいかにいい加減やったか。職員が、これ職員、付度してんの山本商事に。どうなん。芦高副町長に聞くわ。山本商事に付度しとんか。

○副議長（森川彰久君） 芦高副町長。

○副町長（芦高龍也君） そういうことは全くございません。

○副議長（森川彰久君） 新澤議長。

○6番（新澤良文君） それであるならね、とんでもなく職員の程度が低いですよこれ。住民の命を危険にさらすような事業、大きな事業ですよ、これ林地開発って言うたら。今、これ土か、何か、産廃なんか、何入れられてるか分からないような状況になってるんですよこれ。周りの人ら、米作ってる人らも不安がってるんですよ。こんな状況、こんな状況を作ってしまった。この中でね、業者に付度してませんということ、はっきり副町長から答弁いただきました。それであるならば、ものすごく職員の程度が低いですよ。これやっぱり職員ね、もう一回ね、勉強って言うか、自分の持ち場の条例等々ぐらいはやね、把握しとかなないと。誰に聞いたらいいか分からへんこれ。まず、これちょっと保留にして、2番目の質問に行きます。いいですか。

○副議長（森川彰久君） 続けてください。

○6番（新澤良文君） 教育委員会にお聞かせいただきます。前回のね、議会でもアスベストっていうことを聞いたんですけども。その後、いろんなことで業者選定、これからされるんですよね。どういった形で業者選定されるんですか。補正予算組んで、予算組んで、それで事業費も膨らんでくるんやけども、どういった形で業者選定するか、お聞かせください。

○副議長（森川彰久君） 石尾教育次長。

○教育次長（石尾宗将君） 失礼いたします。教育委員会といたしましては、今、工事の手法を検討させていただいておりまして、現在、解体工事を請負っておりますかねまつ建設に、直接追加工事で発注したほうがいいのか、それとも別発注でアスベストの工事やったほうがいいのかっていうふうなところを、今、業者3社から見積りを取っておるところでございます。今後、その見積りの中身を検討いたしまして、教育委員会といたしまして、一番最安値でできる方法で議員の皆さまにお示しをさせていただいて、補正予算を認めていただきたいと思っております。その後、業者選定っていうか、追加工事でやるのか、別発注するのかいうふうなところを、検討を、また議決いただけたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○副議長（森川彰久君） 新澤議長。

○6番（新澤良文君） 完璧な答弁です。ただね、この答弁をいただくまでに、下話で、裏話って言うたらおかしいけども、事前の協議の中でね、初めこのかねまつ建設だけの見積りあげてきたりやね、この福井設計みたいな、みたいな言うたら怒られるな。福井設計、今回アスベストを見つけられなかった福井設計の関係のところ一社、何方式やったか、何方式やったっけ。

○教育次長（石尾宗将君） ウォータークリーン。

○6番（新澤良文君） ウォータークリーン方式が一番安いんですっていうようなことで、見積りを上げてきた。それで、これで、この方式が安いんですっていうて、僕が建設業協会の人に聞いたら、「いや、そんなことないですよ」っていうことでしたんで。ほんで、建設業協会のほうから、またね、ご紹介いただいて、見積りして、違う方式にした時に、そのかねまつ建設と同じウォータークリーン方式でやったところよりも安く上がってきたっていうこともあるじゃないですか。だからね、こういったところ、行政としてね、手続きする時は見積り、これアスベストのところの報告っていうところでやね、もう下手うっとなやから、失敗しとんねんやから、その後の手続きっていうのはやね、きちっと、やっぱり見積り取る

んやったら3社見積り取る。それも福井設計任せにするんじゃないに。福井設計というのは、これね、というのは、なぜこんなこと言うかと言うと、業者と、かねまつ建設と職員とが、これは何らかのお付き合いがあるのかなっていうこと、そういうことまで勘ぐってしまうんですよ。そんなことないと思います。僕も石尾次長なんかね、1個上の先輩なんで性格も知ってるから。そんなことはせえへの知ってるけども。だけど、そういうふうに一般的には、そういうふうに勘ぐられてしまうんで。だから、行政として、手続きというのはね、きちんと則ってやるという当たり前のことやねんけども、今後守っていただきたい。これ教育委員会に言っときます。

次に職員の処分について、これね、本当にびっくりしましたよこの処分。もう高取町としてね、議会としてもこれ3年間、調査、百条委員会やったんですけども。これ3年間もかかったっていう原因はね、調査特別委員会の委員長である私の能力の低さが上に、3年間もかけてしまったというところもあるんやけども。にしても、議会としたら、もう本当に議会の中でも、もう本当に激論しましたよ。もう掴み合いするぐらいの、もう本当に激しいぐらいの激論、議会の中でもやりましたよ。それぐらいの不祥事やったじゃないですか。それをね、まあ言うたら何もしの処分っていうの、簡単に言うたら。それも事前にやね、漏れ伝わるところによると、前の参事からそういった、これぐらいでいいでしょみたいなこともあったんじゃないかというような噂も聞くしね。この処分については僕も、懲罰委員会が決めた処分というのは、それはもう委員会が決めた処分というのは重要なんです、それはもう重きを置くっていうのは分かるんやけども。その懲罰委員会のメンバーみたらこれ、自分ら、それぞれの課長、身内ばかりでみてるわけやんか。1人弁護士入ってるけども。こんだけの人数で身内ばかりで入ってやね、懲罰委員会。弁護士1人おったところで、「いや、これぐらいのことでいいじゃないですか」と。本当はですよ。本当は僕どうしようかって思ったら、1人ずつ聞いて、例えば、「住民課長どうやったんや」と。「福祉課長どうやったんや」と。この懲罰委員会の委員の人一人ずつに、「あなたはどのような答弁したんや」「懲罰委員会どのような答弁したん」って聞きたいよ。そこまでは言わないよ。こんな処分で良いんか悪いかっていうことは。そこまでは言わないけどもな。やはり、そういったところで失敗した時は、町民の方が理解していただけるような処分を。自分らが納得する処分じゃないんよ。町民の方に迷惑をかけたんやから。ワクチン接種事業で6,000人ぐらいの人口の内3,000人。大方

半分の人に不正なワクチンって言うたらおかしい、おかしく偏ってしまうけども。疑惑ワクチンを打ったわけなんです。ちゃんと温度管理ができてないワクチンであつたりだとか、再冷凍ワクチンであつたりだとかというような。それも、隠蔽等とかもあつたし、いろんなことがあつたん、これはもう振り返りはしませんけども。調査特別委員会で調査報告書出したんでね。だから、この議会の調査報告書というのをね、やはり、重きに置いて、処分。この中の自分ら全員でこれ処分決めたんやろこれ、懲罰委員会。課長ばかりなんやから。だから反対した、誰が反対したんか、誰がどんな意見言うたんかっていうとこまでは聞かないけども。やっぱり、町民の方に納得していただけるような処分にしないと。だから、こういったアスベストの問題も出るんよまた。アスベストね、これ、またその次の総合政策課、これ飛ぶけど、今からちょっと厳しく追求するけども。どうですか。これちょっと、なかなかこれ答えにくいと思うんやけど、懲罰委員会の委員のことなんでね、答えにくいと思うけども、これ誰か答えてください。いやいや、町民がね、町民の皆さんに納得していただけるような処分かどうかと思ってるかどうかということ。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。まず、非公表が原則なんです、どういう処分を何名にしたか。それぐらいは答弁いただいてもいいんじゃないかと。それぐらいは副町長できるんじゃないですか。詳しくは公表できないけど、ホームページに載ってる範囲内でいいじゃないですか。ホームページご覧にならない町民の方もおられるんで。

新田総務課長。

○総務課長（新田靖幸君） 失礼いたします。処分のほうに関しましては、ホームページのほうでは既に公開をしておるところでございますが、50代の職員3名に訓告。それから、50代職員5名に口頭嚴重注意。以上でございます。

○副議長（森川彰久君） その処分に対して、どのように思われてるのですかということをお新澤議員は問われております。どなたが答えますか答弁。

中川町長。

○町長（中川裕介君） 議長のほうからご質問いただきました。今、総務課長のほうから処分の内容を報告をさせていただきました。守秘義務もございまして、答えられないところはあるんですけども、私としては、当然議会のほうで特別調査委員会の調査報告書をいただきました。大変重く受け止めてをさせていただいていきます。それで、私の給与、また、その当時の副町長の給与につきまして減額、皆

さんのほうで条例改正、ご議決いただいたということでございます。実際に、処分を懲罰委員会の決定、答申をいただいて、最終的に私が判断をさせていただいたということになります。該当職員につきましては、今まで、その調査特別委員会報告書も踏まえまして、まず各職員に、該当する職員に、大いにやっぱり反省をして欲しいと。反省しなさいということ。そして、このようなことが二度と起こらんように意識を改革、意識を持ち直してほしい。また、知識をしっかり習得もしていただきたい。とにかく、法令等に従いまして、ルールに厳重に、こういう住民の皆さんが一番関心のある事業につきましては、しっかりこれから取組んで欲しいということで伝えました。職員も十分分かってくれたと私はもう確信しております。こういうことで、二度とこういうことが起こらないように、しっかり職員と私も含めまして、一層の研修、また自覚、それと資質の向上に努めてまいりたいというふう思っております。以上でございます。

○副議長（森川彰久君） 新澤議員。3番と1番の関連でいくということですか。はい。3番と1番の関連で。新澤議員。

○6番（新澤良文君） 職員のね、処分についてなんですけども。これね、一旦出た処分をね、議会が、僕のところに電話かかってきて、だいぶお叱りを受けましたよ。はっきり言うたら、町民の方は、これ中川町長が決めた処分やって思ってはるんですよ。「やっぱりあの町長とんでもないな」って、「こんな軽い処分して」って、こういうような。説明するのに、「いや、違うんですよ」と。あれは、懲罰委員会っていうのがあって、懲罰委員会に各課の課長が入っていて、この各課の課長、弁護士1名、これ知っと思ったんでね。それで決めた結果っていうかね、処分を、最終的には町長が決裁されるわけなんですけども。町長を庇うわけじゃないんですけどもね、町長は懲罰委員会の処分というのは、重く受け止めなきゃいけないということ、これもあるんですよっていうこと。これ住民の方に説明、僕のところ3件電話ありました。ホームページ上がってから。だから、君たちがええ加減なんよ。本当に。その場におらんかった課長もね、もう引退した課長もおるからあれなんですけども。残ってる課長、これ名前言おかこれ。誰が入ったか。これ、今はあれしたから。そんなことはしないけどもな。本当に、やっぱりね、この懲罰委員会っていうのは、これもう、まずは構成。懲罰委員会の構成について。これやっぱり地元住民の方、また自治会なんかどうなんか、有識者なんか。あるいは、行政経験のある方なのかという方。やっぱり、認識のある方入ってもらふということ大事やと思います。こんなもん身内ばかりで身内処分にしとっ

ても、甘い処分にしかねへんやん。でしょ。だから、この懲罰委員会の構成、まずは変えてください。これはお願い申し上げます。そしてね、この君たち、課長連中に申し上げるけども、同僚の肩を持つって、そんなことあって住民の方納得しませんよ。やっぱ、町民の方に納得してもらえような処分をしないと。機密性があるっていうことやけども、僕は聞かれた人には名前も言うし、誰がこんな、知ってる範囲で、誰が賛成して、誰が反対したんやっということも、僕は聞かれた範囲で、僕知ってるんで言いますよ。もう辞めた課長から聞いているから言いますけどもね。もうそんなこと二度とないように。やっぱりね、住民の方が納得できるよう、されるような、まずは構成を変える。そして、懲罰委員会というのは、中立性を保って公平に、もう本当に厳粛に処分するよう、やっていたきたいと申し上げます。これ要望しておきます。

次に、総合政策課、これとんでもないことしてくれたな。これな、さらっと謝罪はしたんやけども。これ事務、奈良県事務処理の特例に関する条例による権限移譲についてって言って、参考資料もいただいているわけなんやけども。まずは、なんで、単純に聞きますよ。この時の権限移譲か。これは、いったいどういうことがあったんですかほか。何件ぐらいあったんですか。

○副議長（森川彰久君） はい。前田総合政策課長。

○総合政策課長（前田繁君） 失礼いたします。全部で18件の権限移譲の項目がございました。そして、それが県から町のほうに6年の6月25日、14時45分に受信、照会メールを受信させていただきました。そして、リマインドメールが6年の8月13日と20日のほうにございまして、21日の日に、13時47分に慌てて回答させていただいたということでございまして、大変メールのほうの見落としがございまして、大変申し訳ございませんでした。メールのほうの見落としがございまして・・・

○6番（新澤良文君） ちょっとそれ違うな。ちょっとそれおかしい。

○副議長（森川彰久君） 新澤議長。あと5分です。

○6番（新澤良文君） メールの見落とし、そんなことないやろ。電話かかってきとるやんか。例えば、ちょっと分かりにくいからもう簡単に申し上げますわね。例えば、今回の林地開発のような手続きをする時に、県はね、奈良県のほうは町が窓口になってくださいっていう連絡を入れてるんです。それを、この総合政策課は、例えば、林地開発であれば、住民課なんやけども、住民課には連絡をせず、何の連絡もせずやね、これ19日、8月19日が締切りなんやけども、その8月

19日に、まだ再度奈良県のほうから、「高取町さん」と、これ奈良県、「高取町さん窓口になってもらえませんか」と言うて、再度言われてるのに関わらず、担当課に聞かずに「いや、うちはもう無理です」というふうに答弁してるやろ。だから、メールを見落としたわけじゃないやんか。ちゃんと答弁せえよ。

○副議長（森川彰久君） 新澤議長。当時の課長おられるんで、岸本課長、当時の課長として答弁してください。

○まちづくり課長（岸本資之君） 失礼いたします。前任の総合課長の岸本でございます。ご指摘のあったとおり、メールを見落としたあと、県のほうから「高取町さん権限移譲の分が出てませんけれども、どうなってますか」ということがあり、その時にもう一度、原課のほうに投げかけたら良かったのですが、それもスルーしてしまいまして、該当なしっていうことで返事をした旨でございます。そのために、担当課のほうから、秋口のほうですね、8月に住民課のほうに、「高取町さんこの分につけて受けていただけませんか」と直接電話があったということで、私どもが初めて課長として、そういう返事してしまったことに気づいた次第でございます。以上でございます。申し訳ございません。

○6番（新澤良文君） ちょっと暫時休憩してもらっていい。その時の高取町抜けたやつありますやん。あの書類ちょっと。

○副議長（森川彰久君） 暫時休憩。

午後 1時51分 休憩

午後 1時57分 再開

○副議長（森川彰久君） 再開します。まず最初にね、岸本前課長、先ほど奈良県からのメールを見落としたという答弁をされてましたけど、権限移譲の詳細資料にはですね、見落としたというような、そういうような回答説明はないですけど。その点、ちょっと先に説明してください。

岸本課長。

○まちづくり課長（岸本資之君） 岸本でございます。私どもの管理職の立場として、メールをちゃんと管理しながら、各課にそういう連携を取っていくっていうような指示をしたり、そういうようなことを、期限が過ぎてるものについて、対応を見逃したという意味合いでございます。それと、私が先ほど電話しました、かかってきたというのは、催促のメールが来たっていう連絡のつもりが、ちょっと電話って言ってしまいまして、6月25日のあと、県から8月13日にもメールが

来て、また８月２０日、その辺り２１日に、先ほど言いましたように慌てて回答したという経過がございます。そのあと、住民課のほうにお願いの電話があったっていうのは、あとのほうで私らが知った範囲でございます。以上です。

○副議長（森川彰久君）　ちょっといい。議長、一点だけ。

ちょっと今の課長の答弁おかしいよ。これ私が報告書いただいとんのは、最初のですね、総合政策課が各課の意向について照会し、取りまとめして、県への回答を行うこととなるいうて、そういう報告書いただいてる。こんな見落とししたっていわんじゃないですか、これは。ちゃんと各課の意見を聞いて報告するようにまとめたのにですね、それを見落としした。見落とししたということは、そんな各課に意見を求めることできないじゃないですか。

○６番（新澤良文君）　いや、各課に意見求めてないよ、そやから。ほったらかしにしとったわけよ。

○副議長（森川彰久君）　見落とししたというのは、またあと、常任委員会でまた継続しますけど、今の答弁おかしい。

質問を続けます。新澤議員。

○６番（新澤良文君）　これね、何でこれな、ほかも１８件あるんやけどもね、これも盛土法の改正についてでございます。これ皆さん、議員の皆さん、お手元に配っていただいたんですけども。これ高取町ではね、林地開発等々では、本当にいろんな部分で議会はうるさいというのは分かってるから、これ本当に大丈夫なのかと奈良県のほうが心配してくれてやね、逆に。これどういうことなるかということ、高取町で開発される開発行為がね、高取町はスルーして業者と県とでやることになる。高取町の行政も議会も、どこで何の開発もされてるかってこと分からないような状況にしてしまったんよこれ。君たちの、その「すいません見落しました」っていうような安易な答弁で。見落としてましたで済ませるかいや、こんなん。これこそ懲罰委員会もんやでこれ。県からメールは来てる。催促のメールも。催促のメールで気付いたんか。催促のメールが再三来て、これまたメール来てるわと。担当課の女の子に「いや、うちもう関係ないってやっとして」っていうようなことやな。まあこれ言い方悪い、口悪いから言い方悪いけども。まあうちはまだ除外やということで返してる。もう時間勿体ないから。そういうことや。ほんで、その後に、私の調査したところによると、９月３０日に県のほうはね、やっぱり県のほうは丁寧ですよ。まだ、こういう部分に関しては。大丈夫か高取町と。初めは総合政策課、総合政策課っていうのは、こういうの全部統括す

るようなところなんで、投げかけたけども、もう総合政策課がこんな回答してきよったけども大丈夫って言うて、直接住民課に、県のほうから電話、県のほうから初めは事業課に電話あってんな。事業課長が「いや、これ担当は住民課です」っていうふうに振ったってことですね。それでいいですね。だからその、何をやっとなの自分ら一体。高取町で開発されることを、今の段階ですよ、高取町で開発行為がされることを、行政も議会もこれ分からん状況にしてくれたんよこれ。盛土法のこの受付、ほかの行政これ、御所市等々は皆、窓口うちでやりますよと。もちろんやりますということやけども。僕は県まで行って、県会議員の先生方をお願いしてきたよ。米田先生、荻田先生、自民党の先生方から、民主党の先生方から、お願いしに行ってきたよ。何でか言うたら、これ県議会で条例改正しやんなあかんのよ。高取町入れてもらおうと思ったら。だからね、もうええ加減、自分ワクチンの時もそうやんか。こっちか。自分や。まあそやけど自分も分かっとったやろこれ。このことは分かっとったやろ。自分て言うたらまた言葉悪いけども。前田課長、その当時は課長補佐や。ほんで、岸本課長が総合政策課長か。ちょっと自分ら本当にな、仕事ちゃんとせえよ。誰が不利益被るかって言うたら、住民が不利益被るわけよ。こんないい加減なことされたら。住民課、これ梶井課長に申し上げたいところやけども、その時はまだ、梶井課長関係なかったから、梶井課長に言わないけども。住民課として、認識として、ちょっと一言言うときますよ。住民課として、当時の課長は人数が足らんから「いや、これはもううちはもう除外してください」っていうような認識やってんやけど、今はどうですか。

○副議長（森川彰久君） 梶井住民課長。

○住民課長（梶井貞男君） 当然、これは権限移譲を受けるべきものであるというふうに認識をしているところでございます。先ほど県議会の条例改正が必要というふうにおっしゃっていただきました。そのとおりでございます。例年12月の県議会に上程をされているところでございますけれども、本町といたしましても、少しでも早く条例改正を県にお願いしたいということで、先日、私自身、県の建築安全課を訪問いたしまして、早急に権限移譲が行われますように、9月の県議会で条例改正を行うのを速やかに対応をお願いしますということでお伺いして、文書で申し入れを行って、文書での回答を求めたところでございます。

○6番（新澤良文君） ちょっと待ってください。文書での回答って行ってないんか。

○住民課長（梶井貞男君） いや、行きました。文書・・・

○副議長（森川彰久君） ちょっと待って。梶井課長。

○住民課長（梶井貞男君） 訪問して、文書をお持ちして、町長名の公文書もお渡しして、公文書での回答もお願いしますということで行ってまいりました。

○副議長（森川彰久君） 新澤議長。もう30秒ですので、最後の質問にしてください。

○6番（新澤良文君） これね、合議の中でもね、意見出てるわけや。事業課でも、これ高取町で、住民課で受けたほうがいいですよと。リスクあります、ないですよってというような、いろんな、事業課もそういう意見を出してる。ほかどこの課あったっけ。まちづくり課か。まちづくり課もそういう意見を出してるにも関わらず、住民課は、当時の住民課長がですよ、そういった形で県に、うちはもう除外でいいですってというようなことやったんやけども。そんなことないよな今は。ちゃんと受けるんやな。もうこれ最後の、もう時間もあれやと思うんで、あれしますけどもね。もうこのさっきのね、ちょっと待ってね、このいろんな問題、さっきのアスベストの問題からこれね、コロナのワクチンの時もそうやけども。そして、この総合政策課の対応、住民課の対応、これ町長、これね、もう一回、ちょっと締めてください。これこんなことになったら、住民の方の本当に生命、財産、守れません。町長までもね、上まで上がってないことやったから、上も分からなかったと思うんやけども、もう一回町長、これ締めてほしい。各課にね。ちゃんと。簡単なことです。与えられた仕事をちゃんとやってくださいということ各課に、こんなん恥ずかしいことやけども、きちっと締めてください。お願いします。

○副議長（森川彰久君） これをもちまして、6番、新澤議長の質問を終わります。なお、議長の質問が終わりましたので、暫時休憩後は議事進行を議長にお願いしますので、よろしくお願いします。暫時休憩。

午後 2時07分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長（新澤良文君） 再開いたします。以上をもちまして、本日通告いたしました一般質問を終了いたします。

本日予定しておりました日程は全て終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。散会。

午後 2時08分 散会

令和 7 年高取町議会第 2 回定例会会議録

招集年月日	令和 7 年	6 月	6 日	(金曜日)
招集の場所	高取町議会議場			
開閉会日時及び宣言				
開会	令和 7 年	6 月	2 日	午前 1 0 時 0 0 分
閉会	令和 7 年	6 月	6 日	午前 1 0 時 1 7 分

出席議員（ 7 名）

1	番	森	川	彰	久	君
3	番	谷	本	吉	巳	君
4	番	松	本	圭	司	君
5	番	野	口	勝	也	君
6	番	新	澤	良	文	君
7	番	森	下		明	君
8	番	新	澤	明	美	君

欠席議員（ 0 名）

なし

会議録署名議員

1	番	森	川	彰	久	君
3	番	谷	本	吉	巳	君
8	番	新	澤	明	美	君

職務のため出席した者

議 会 事 務 局	前 田 広 子
書 記	辻 真 佑

説明のため出席した者の職・氏名

町		長	中	川	裕	介	君
副	町	長	芦	高	龍	也	君
教	育	長	關	口	純	司	君
総	括	参	中	野	奉	則	君
総	務	課	新	田	靖	幸	君
総	合	政	前	田		繁	君
税	務	課	森	山	昌	則	君
住	民	課	榊	井	貞	男	君
福	祉	課	植	山	み	か子	君
ま	ち	づ	岸	本	資	之	君
事	業	課	森	本		修	君
会	計	管	福	若	佐	智	君
教	育	次	石	尾	宗	将	君

議事日程

令和 7 年 6 月 6 日 午前 10 時 00 分 開議

- 1 報第 1 号 専決処分の報告について（令和 7 年 3 月 26 日専決）
（令和 6 年度高取町一般会計補正予算（第 9 号））
- 2 報第 2 号 専決処分の報告について（令和 7 年 3 月 31 日専決）
（高取町税条例の一部改正について）
- 3 報第 3 号 専決処分の報告について（令和 7 年 3 月 31 日専決）
（高取町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 4 報第 4 号 令和 6 年度高取町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 5 報第 5 号 令和 6 年度高取町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 6 報第 6 号 高取町土地開発公社の経営状況について
- 7 議第 1 号 令和 7 年度高取町一般会計補正予算（第 1 号）
- 8 議第 2 号 令和 7 年度高取町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 9 議第 3 号 高取町公営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 10 議会常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 10 時 00 分 開会

○議長（新澤良文君） ただ今より本会議を再開いたします。

本日の出席議員は、議員定数 8 名中、7 名でございますので、本会議は成立いたします。

○議長（新澤良文君） 次に、上程となっております議案を一括議題といたします。議題となりました案件につきましては、去る 6 月 2 日に提案理由説明をお受けしております。各所管の委員会に付託しておりました案件につきまして、ただ今より各委員長の報告をお受けいたします。なお、委員長報告は委員会が開催された順にお受けいたします。

それでは、予算委員会のご報告をお受けいたします。8 番 新澤委員長。

〔8 番 新澤明美君 登壇〕

○8 番（新澤明美君） 8 番、新澤から予算委員会について報告をさせていただきます。6 月 4 日、全委員のもと、予算委員会が開催をされ、付託されました案件、報第 1 号 専決処分の報告について（令和 7 年 3 月 26 日専決）（令和 6 年度高取町一般会計補正予算（第 9 号））、報第 4 号 令和 6 年度高取町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第 5 号 令和 6 年度高取町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について、議第 1 号 令和 7 年度高取町一般会計補正予算（第 1 号）、議第 2 号 令和 7 年度高取町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、5 案件について、いずれも全会一致で承認をしたところでございます。以上です。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

次に、総務経済建設委員会のご報告をお受けいたします。5 番 野口委員長。ご登壇願います。

〔5 番 野口勝也君 登壇〕

○5 番（野口勝也君） 総務経済建設委員会からご報告申し上げます。去る 6 月 4 日、午後 1 時から、2 階集会室において、委員 7 名全員出席のもと開催をいたしました。

本委員会に付託されました 4 案件につきまして、慎重に審議をいたしました。

報第 2 号 専決処分の報告について（令和 7 年 3 月 31 日専決）（高取町税条例の一部改正について）、報第 3 号 専決処分の報告について（令和 7 年 3 月 31 日専決）（高取町国民健康保険税条例の一部改正について）、報第 6 号 高取町

土地開発公社の経営状況について、議第3号 高取町公営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について、以上の4案件は、全て全会一致で承認されました。

また、主な報告事項として、高取町契約規則の一部改正について、随意契約でできる場合の定義、法令1号による限度額の引上げの報告を受けました。特に災害など、緊急工事に対応いただいた業者には、継続して工事できるよう優遇されるべきだなどの意見が出ました。そのほか、高取町建設工事等の一般競争入札執行規程案の報告、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練について、高取町人口ビジョン及び住民アンケート調査結果について、第15回ふるさと夏まつりの開催についてなど、また、盛土規制法に関わる町の対応につきましても、職務怠慢とも捉えかねず、改善を強く要望いたしました。以上、報告を終わります。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

次に、教育厚生委員会のご報告をお受けいたします。4番 松本委員長。ご登壇願います。

〔4番 松本圭司君 登壇〕

○4番（松本圭司君） 教育厚生委員会からご報告申し上げます。去る6月5日、午前10時から、2階集会室において、委員全員出席のもと開催いたしました。本委員会に付託された議案についてはございませんでしたが、各課から報告事項について説明を受けました。

とりわけ、住民課においては、土砂等の搬入に関する条例に関連する事業や事業系ごみの収集方法について。福祉課においては、タクシー券利用を含む高齢者の移動支援や不登校児童の居場所づくりの方策について。教育委員会においては、旧育成幼稚園の解体事業や学校体育館の空調設備の設置、スクールバスの今後の方向性などの諸課題を議論いたしました。

いずれにつきましても、直ちに結論が出るものではございませんでしたが、高取町にとって最善の方策が講じられますよう、引き続き報告いただければと思います。以上で報告を終わります。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

以上をもちまして、各委員長報告を終了いたします。なお、委員長報告に対する質疑は行いません。各議案審議の中でその都度、質疑、討論を行いますので、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。ただ今から議事を進行いたしますが、議案書の朗読を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしとのことでございますので、省略をさせていただきます。あわせて、今定例会は常任委員会において、全議員出席のもとに開催されております。付託案件の中で全会一致で承認されたものにつきましては、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしとのことでございますので、提案どおり進めさせていただきます。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第1 報第1号 専決処分の報告について（令和7年3月26日専決）（令和6年度高取町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

上程となっております本案を、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしとのことでございますので、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第2 報第2号 専決処分の報告について（令和7年3月31日専決）（高取町税条例の一部改正について）を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第3 報第3号 専決処分の報告について（令和7年3月31日専決）（高取町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案どおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第4 報第4号 令和6年度高取町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしとのでございますので、本案は、原案どおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第5 報第5号 令和6年度高取町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

上程となっております本案を、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第6 報第6号 高取町土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第7 議第1号 令和7年度高取町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

上程となっております本案を、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案どおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第8 議第2号 令和7年度高取町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案どおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第9 議第3号 高取町公営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案どおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第10 議会常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、申出書に記載の事項についての閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（新澤良文君） 以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

それでは、今定例会の閉会にあたり、中川町長よりご挨拶をお受けいたします。

中川町長。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） 令和7年第2回定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本定例会で提案いたしましたのは、教育委員会委員の任命、令和6年度一般会計補正予算、令和7年度一般会計補正予算など、同意案件1件、報告案件6件、議決案件3件で、全部で10件でございます。終始熱心にご審議をいただきまして、全議案をご同意、ご承認、ご議決いただきまして、心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本会議をはじめ、各委員会の審議の過程で議員の皆さまからいただきましたご意見、ご提言などにつきましては、これを尊重してまいり、町政運営に反映するように努めてまいります。高取町政発展に向けて一層のご指導とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

また、議員各位におかれましては、あと1か月余りをもちまして、高取町議会議員としての今期の任期を終えられることになります。この4年間、高取町政運営にご参画いただき、貴重なご意見、ご提言などを賜りました。また、あわせまして、喫緊の諸課題の解決にご尽力を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。次の選挙に立候補される議員の皆さまにおかれましては、是非とも健康にご留意され、良い結果をいただきますようにご祈念申し上げまして、簡単でございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） 中川町長、ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年高取町議会第2回定例会を閉会いたします。閉会。

午前10時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高 取 町 議 会 議 長

高 取 町 議 会 議 員

高 取 町 議 会 議 員

高 取 町 議 会 議 員